

国立大学法人東京外国語大学職員の 特別休暇等の臨時特例に関する規程

平成24年 7月10日
規 則 第122号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員の給与の臨時特例に関する規程（平成24年規則第101号。以下「給与臨時特例規程」という。）の制定に伴い、給与臨時特例規程が適用される職員に対して、有給による特別休暇又は年次休暇以外の休暇（以下「特別休暇等」という。）付与の臨時特例を定めるものとする。

(臨時特例期間)

第2条 この臨時特例は、施行日から平成26年3月31日までの間とする。

(特別休暇等の付与日数)

第3条 特別休暇等の付与日数については、当該職員の基本給月額に対する支給減額率に応じ、一年度ごとに次の日数を付与する。

基本給月額の支給減額率	付与日数
100分の9.77	5日
100分の7.77	4日
100分の4.77	3日

2 前項の規定にかかわらず、週当たりの勤務日数が5日に満たない職員については、以下により算出した日数（日数に端数がある場合は切り上げた日数）を付与する。

(支給減額率に対する付与日数×週当たりの勤務日数／5)

(特別休暇等の請求等)

第4条 職員が前条の特別休暇等を請求する場合は、あらかじめ休暇簿に記入して学長に承認を受けなければならない。

2 特別休暇等の請求は、1日単位として取り扱う。

3 前条に規定する付与日数は当該年度限りとし、翌年度に繰り越すことはできない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年7月12日から施行する。